

第10回 第十次東大和市男女共同参画推進審議会

日 時 令和6年11月21日（木曜日）午後7時～8時30分
場 所 中央公民館視聴覚室
出席委員 渡瀬委員、佐近委員、古賀委員
島津委員、高木委員、濱田（綾）委員、濱田（裕）委員、水落委員
西委員、太田委員
欠席委員 内田委員、青山委員、鈴木委員、
事務局 市民環境部長、地域振興課長、人権・共同参画係
会議の種別 公開
傍聴者数 0名
会議次第 別紙のとおり

1 審議事項

第三次東大和市男女共同参画推進計画令和5年度年次報告書（推進状況調査報告書）の答申について

配付資料（事前配布）

- ・【資料1】第三次東大和市男女共同参画推進計画令和5年度年次報告書について
（答申再修正案）
- ・【資料2】令和6年度 東大和市立第二中学校 学校経営方針
- ・【資料3】《四中》ブラック校則をなくす!!
- ・【資料4】《四中》標準服自由化に向けての課題の整理

「はじめに」～「目標1 とともに個性と能力を発揮できる社会の実現」について

1 開会

会長：それでは、予定になっている委員でまだおいでにならないですけど、時間になりましたので、第10回男女共同参画推進審議会を開始します。先に資料の確認をしたいと思います。事務局からまず資料の方をよろしくお願いします。

事務局：まず、机上に配布させていただいています資料の確認をします。

まず、本日の次第になります。あと資料1、答申の再修正案になります。あと、資料2、第

二中学校の学校経営方針になります。次に、資料3ブラック校則をなくす、四中生徒会の取組みです。あと資料4ですね。四中なんですけど、標準服自由化に向けての課題の整理となります。

お手元にありますでしょうかね。大丈夫でしょうか。

では、事務局からは以上です。

2 審議事項

会長：それでは、本日の審議会は、東大和市男女平等を基本とした男女共同参画の推進に関する条例第25条第2項に基づき本日の出席委員が8人で、委員の過半数が出席していることから会議が成立しております。傍聴はなしです。

それでは、答申の審議に入ります。

本日の審議は、事前に送付しております第三次東大和市男女共同参画推進計画令和5年度年次報告書（推進状況調査報告書）の答申（案）を基に、市長への答申に向け、審議会としての意見を固めたいと考えております。

では、「審議事項1 第三次東大和市男女共同参画推進計画令和5年度年次報告書（推進状況調査報告書）の答申について」を基に、資料1の答申（再修正案）の「はじめに」から目標3まで、事務局から説明をお願いします。

事務局：はい。前回の審議会でのご意見を踏まえて修正いたしました、資料1「答申（再修正案）」を事前配布させていただいております。

まず、1ページ目、資料1、修正案の1ページ目「はじめに」からです。

第2段落の1行目、「継続して重点的に取り組むべき施策や事業」の箇所になります。

前回の案では、「継続して重点的に取り組むべき施策や取組について」としていました。「取組み」が繰り返し出てきていたことから、「取組」を「事業」に修正しました。

続きまして、第3段落目の1行目、「この答申を生かしていただき」の箇所です。前回の案では、「計画に基づく取組の実施において生かしていただき」という文章でした。

前回の審議会でも、文章が長かった点と計画以外の取組も出てきていることから、「計画に基づく」を削除し、文言修正を行い、「この答申を生かしていただき」としました。

次に、その下、同じく1ページ目、「計画全般について」です。

1行目、「各種証明書のコンビニ交付等により、来庁機会が減少することから」の箇所です。

前回の修正案では、「市が目指す証明書の申請をオンラインで行う『行かない市役所』の実現や各種証明書のコンビニ交付等により、市民サービスの利便性が向上することで来庁機会が減少することから」という文章でした。

前回の審議会でも、文章が長いことと、「行かない市役所」という文言は使わない方がよいのではとのご意見をいただきました。

また、「市民サービスが向上することで来庁機会が減少」という文章も繋がりがいいのではないかとのご指摘をいただきました。

今回の再修正案では、文言整理をおこない、「各種証明書のコンビニ交付などにより、来庁機会が減少することから」という文章にしました。

続きまして、2行目、前回の修正案では、「市公式ホームページや SNS 等で情報発信するだけでなく、産官学で連携し」という文章でした。前回の審議会で、必要な情報を必要な人に届けてほしいというご意見をいただきました。

また、「産官学民」の箇所ですが、前回の修正案では、「民」を外し、「産官学」としていましたが、前回の審議会で、「市民」も入れるべきとのご意見をいただきました。

今回の修正案では、「市公式ホームページや SNS 等で一方的な情報発信にならないように、市民のニーズにマッチした情報配信に努めてください。また、産官学民で連携し、市民の目に触れやすい民間施設を活用するなど、積極的に広く情報が行き届く工夫をしてください。」としました。

次に、2ページ、「目標1 とともに個性と能力を発揮できる社会の実現」についてです。

まず、第1段落の2行目、「保育施設の待機児童ゼロを達成しましたが、希望する保育施設を利用できない」の箇所になります。

前回の修正案では「令和5年度も保育施設の待機児童ゼロを達成したことを評価します。しかし、希望する保育施設を利用できない家庭もあります。」でした。

前回の審議会では、待機児童はゼロだけでも、現状、希望する保育園に入れない家庭が多いことから、待機児童ゼロを評価しつつ、もう一歩踏み込んだほうがよいのではないかとのご意見をいただきました。

再修正案では、文言整理を行い、「令和5年度も保育施設の待機児童ゼロを達成しましたが、希望する保育施設を利用出来ない家庭もあります。」としました。

続きまして、第2段落、上から4行目、「こどもの多様な居場所の確保」の箇所です。

前回の修正案では「こどもの居場所の確保に取り組んでください。」という文章でした。

前回の審議会で、いろいろな居場所の種類があるのは、とてもいいことだと思うので、「多様な」という文言を入れて欲しいとのご意見をいただきました。

再修正案では、「こどもの多様な居場所の確保」と文章を修正しました。

次に第4段落、2行目の「仕組みづくり」の箇所です。

前回の修正案では、「体制の整備」としていました。前回の審議会で、「体制」までできておらず、アイデアを出し合っとういうふうにしたら、こういう人たちに力を借りれるのではないかという段階だと思われるで、「仕組みづくり」という感じなのではないかとのご意見をいただきました。

今回の再修正案では、「仕組みづくり」と修正しました。

続きまして、第5段落、2行目の「質の向上に努めるとともに」の箇所です。

前回の修正案では、「質の向上に努めるのはもちろんのこと」となっていました。

前回の審議会で、答申の文書としては、「もちろんのこと」という文言はあまり見たことがないとのご指摘をいただきました。

今回の修正案では、「質の向上に努めるとともに」と文章を修正しました。

続きまして、第5段落、2行目、「働き方改革懇談会」、「勤務時間インターバル」、3行目「女

性の再就職応援宣言」についてです。

前回の審議会で、「働き方改革懇談会」が全国初、「勤務間インターバル」が都内初なのか担当部署に確認してほしいとのご意見をいただきました。担当部署に確認したところ、「働き方改革懇談会」は三重県の取組が全国初であり、東大和市は全国初ではありません。

「勤務時間インターバル」は都内の自治体で初の取組で、「女性の再就職応援宣言」は、全国の自治体で初の取組とのことでした。

今回の再修正案に「勤務間インターバル」、「女性の再就職応援宣言」に文言を追加しました。

続きまして、第5段落の下から2行目、「労働環境の改善を促す雰囲気をつくり、盛り上げてください。」の箇所です。

前回の修正案では、「労働環境の改善を促す機運を醸成してください。」としていました。

前回の審議会で、もっと平易な言葉のほうがいいのではないかとのご意見をいただきました。今回の再修正案では、「機運を醸成してください。」を「雰囲気を作り、盛り上げてください。」と平易な表記にしました。

次に、3ページ、「目標2 互いの人権を尊重できる環境づくり」についてです。

第3段落、4行目、「周知方法を工夫してください。」の箇所です。

前回の修正案では、「周知をしてください。」となっていました。

前回の審議会で、制度を利用できる可能性がある人に情報を漏れなく行渡るようにというのは、工夫が必要で、やり方を考えなくてはいけないと思うので、周知方法を工夫してくださいがよいのではないかとのご意見をいただきました。

ですので、今回の修正案では、「周知方法を工夫してください。」と修正しました。

次に、4ページ、「目標3 男女共同参画社会実現に向けた推進体制の整備・充実」についてです。

第1段落、5行目、「学校教育を推進していくために、教職員も人権を尊重されるべき存在であるとの理解を広めることも大切です。」の箇所です。

前回の修正案では、「教職員に対する施策として、児童・生徒のために、教職員が人権について取り組むための環境整備に努めてください。」という文章でした。

前回の審議会で、「教職員に対する施策として」が、文章として重いのではないかとのご意見をいただきました。

また、前回の修正案では「教職員の人権」としていた箇所も、「教職員の人権尊重」としたらどうかとのご意見をいただきました。

文章全体としては、教職員の人権も大事だと伝わるような文章表現にしました。

また、同じ段落の標準服の自由化の推進の取組についてですが、お配りした資料2から4までが参考資料となります。

二中と四中が市内で標準服の選択自由化をしているんですけれども、実際この2校、標準服も私服も生徒自身が考えながらふさわしい服装を選ぶ取組であることから、内容の修正はしておりません。

続きまして、第二段落、2行目、「性別による固定的な価値観について話し合う場を設ける

など」の箇所です。

前回の修正案では、「性別による固定的な価値観について話し合う場を設けるなどして」となっていました。

前回の審議会で、文言整理の御意見をいただきました。

今回の再修正案では、文言整理をして、「性別による固定的な価値観について話し合う場を設けるなどして」の「して」を削除いたしました。

続きまして、第3段落、5行目、「働き方や、事情が異なる多様な市民が」の箇所です。

前回の修正案では、「女性委員が」となっていました。

前回の審議会で、「女性委員」としてしまうと、この後の文章で、「一時保育導入等」があるので、女性が育児をするというアンコンシャス・バイアスになるので、敢えて「女性委員」としないほうがよいのではないかとのご指摘をいただき、修正しました。

事務局からの説明は以上となります。

会 長：ありがとうございました。

それでは、審議の方に入りたいと思います。「はじめに」につきまして、皆さんのご意見をお願いします。いかがでしょうか。

ご意見なさそうですね。また後で、気が付いたら意見をいただければと思います。

次に、「計画全般について」についてのところにいきたいと思います。ここについて、皆さんのご意見をお願いします。

委 員：全般的に、この送っていただいた答申の最終案は、前回の審議会の意見を全て網羅していたいて、本当にすばらしい文章になったと、事務局の方々には感謝しております。

私は今、申し上げたいのは、1点だけ文言整理です。「計画全般について」の3行目、「市民のニーズにマッチした情報配信」という言葉なんですけれども、「市民のニーズに合わせた」と、ここをちょっと平易な感じで易しい表現がよろしいんじゃないかなと思いました。

あとは本当にすばらしい出来だと思いましたので、ありがとうございました。

会 長：ありがとうございました。ほかにいかがでしょうか。はい、どうぞ。

副会長：今の「マッチした情報配信」のところで、情報配信のところを、ほかのところでは情報発信というところもあったりして、合わせたほうがいいかなと思いました。多分情報発信のほうが多分。

会 長：一般的ですかね。

委 員：はい、一般的で他の分野でも使っていると思うので、統一されたらいいかなと思いました。

会 長：他に、いかがでしょうか。

ちょっと私、ここについては委員として意見を述べさせていただきたいんですけども、最初の1行目の「各種証明書のコンビニ交付などにより、来庁機会が減少することから」、だから、最後のほうの下4行目の、「市民の目に触れやすい民間施設を活用する」というふうにつながるんじゃないのかなと思うんです。

知識啓発のいろんな展示だとか、それから情報提供のためのパンフレットなんかを、割と市役所のロビーに置いていたことが多かったと思うんですけども、たしか議論の中で、あまり行かない市役所になったのに、そこに展示しててもあまり意味がないんじゃないかって

というような議論があったんじゃないかなと思うんです。

だから、そのパネル展だとか、ラックにチラシを設置している、それを市役所じゃなくて民間施設のほうに活用するっていうふうにつながると思うんですけども、この文章を見ると、その理由ですかね、市役所に行く機会が減るから、その次がうまくつながっていかないんですよ。「一方的な情報発信にならないよう」というふうに。

つながりがちょっとおかしいかなっていうのと、それから、最初に「各種証明書のコンビニ交付などにより」じゃなくて、例えば「意識啓発における市の取組は、情報提供については何々により何々してください」というふうな、そういう流れになるんじゃないのかなっていうふうに感じまして、ここの並びが私は何かおかしいかなという気がしているんですが、いかがですか。

委員：すみません、例えばですけど、今会長のおっしゃったことを受けて変えるとすれば、「各種証明書」から「減少することから」のフレーズを、2つ目の文章の「また」のほうに移動してみるといいのかなとふと思ったんです。なので、「意識啓発における市の取組について」から始まって、「努めてください。また、各証明書のコンビニ交付などにより来庁機会が減少することから、産官学民で連携し……」、ちょっとここのところ据わり悪いんですけど、「市民の目に触れやすい民間施設を活用するなど、積極的に広く情報が行き届く工夫をしてください」という。

会長：そういう流れかなというふうには思うんですね。ただ、ちょっとずつ文章に直していかないと、きっとまとまらないと思うんですけど、流れが、これだと何かちょっとおかしいかなっていうのを最初にこれを見たときに感じまして。

事務局：そうですね。そちらのほうがスムーズにつながるので、委員がおっしゃったみたいに後ろに持ってこさせていただいて、それに伴っておかしくなるようだったら、そこは改めて整理をさせていただければと思います。ありがとうございます。

会長：ありがとうございます。あとほかにいかがでしょうか。

委員：今のところなんですけど、来庁機会が減ることによって市役所の展示の重要度が全体的に下がるっていうの、それはそれで我々が危惧しているところの一つなんですけれども、それはそれとして、やっぱり必要な人に必要な情報が届くような工夫はとにかくしてくださいっていうのも盛り込んでほしいかなと思うので、もしかしたら2つ別、別っていうんですかね、すっきり別に書いたほうがいいのかないかなという気がしました。

会長：たしか今までの議論で、情報提供とかだと、いろんなツールにおいて情報提供が必要だというのがいっぱいばらまっていたので、それをまとめて最初のほうに持ってこようっていうような、そんな議論だったかなと思うんですね。

1つが、この市役所でやってるパネル展示はあまり効果がないんじゃないかというのと、それから、必要な方に必要な情報を届くようにいろんな工夫をしてきたんじゃないかなっていう2つが私あったような気がしてたんです。

だからこの2つがここには入れていただきたいんですよ。

委員：確かに。ご指摘のとおり、ちょっと交じってるから分かりづらくなっている。

会長：そうですね。だからその辺をちょっと工夫していただいて、その2つがいい感じに入るよ

うにしていいただければいいのかなというふうに思います。

副会長：そうですね。市役所を情報発信基地みたいな軸足を置いてたのが、機会が減ったので、もうちょっと広げてねというようなのがあるんですかね。もうちょっとはつきり「市役所を中心に軸にしてきた発信を」とか入れるといいような気がするんですけど。ご思案ください。

会長：では、この「計画全般について」はその２点を入れるという方向でよろしいですかね。それではじゃあ、次のところの、目標１の、「ともに個性と能力を発揮できる社会の実現」についてのところにいきたいと思います。こちらのほうで、いかがでしょうか。

委員：一番上の段の３行目「待機児童ゼロの達成」で、「満足することなく」というのが、前回の会議でそれはどうでしょうかという、「もちろん」のところと同じ意味であまりふさわしい文言ではないような気がしますので、これはカットしちゃったほうがいいと思うんですけども。

それと、同じようなことなんですけど、一番下の最終行、「盛り上げてください」というのは、何となく文章として、ほかの文章に比べて据わりがあまりよくないかなっていう気がしますので、普通の文章のほうがいいんじゃないかなというふうに思います。

以上です。

会長：前は「醸成してください」という言い方だったんですね。

委員：「盛り上げる」だと、何かちょっと。どうですかね。

副会長：全体の労働環境の改善を促す機運を醸成してください」という。

委員：醸成？

副会長：機運を醸成してください。

委員：醸成っていう言葉を使うんですか？

副会長：というのが前回。

委員：そうですね。割と使われるということですよ。

副会長：はい。なので、ちょっとそこは平易で今こうなっているの。

委員：醸成のほうがまだいい。「盛り上げてください」はちょっと何か不自然な気がしますよ。内容というよりも、そういう言葉の感じだけですかね。

会長：それじゃあここは考えていただくということで。ほかにいかがでしょうか。どうぞ。

委員：機運の醸成、最後は修正されているんですけど、真ん中ぐらいにもう一個機運の醸成が出てきていまして、どっちにするのか。統一したほうがいいのかなと思いました。

副会長：そうですね。ちょっと多いですね。

委員：気持ちはすごく伝わるんですが、こっちだけ取ったけど、もう一個あるっていう。

委員：１つだけ生かしますか。

会長：１個ぐらいあってもいいかもしれないですね。

委員：同じような言葉が重複するのはあんまり芳しくない。

会長：芳しくないですね。

委員：そういう気がしますね。これだけの文章ですからね。そんな長い文章じゃないですからね。

委員：言葉的なところと、次のところでなんですけど。

会長：はい。

委員：ここへ残してるとは思うんですけど「参加する意欲を高めるような」のほうが。

会長：「意欲を高める」ね。

委員：ちょうどいい感じ。子育て当事者的に、行政に言われるよりかはそういうほうがまだ許せる。

会長：そうですね。

委員：「意欲を高めるような」ですね。

委員：終盤、「雰囲気をつくり上げてください」とか、「つくり、広げてください」とか。

委員：平易でいいかもしれないですね。「意欲を高めるような」いいですね。

会長：でもこっちの真ん中のほうの「機運の醸成」がなくなれば、下は「機運を醸成」でもいいかもしれないですけどね。

委員：1つだけになる。

委員：1つだと印象的な。

会長：いろいろと皆様からアイデアが出ておりますが、ほかに皆さんいかがでしょうか。

委員：細かいですけど、下から5行目、「全国初の女性再就職応援宣言を実施し」のところなんですけど、「実施し、高く評価します」が少し違和感がある気がして。実施したことを評価するのか、実施について評価するのか。誰がやったんだ感がちょっと。市がやってくださってるんですよね。それを委員会として評価するっていうことだと思うので。

委員：関連してなんですけど、そここのところの「実施」っていうワードがどうかなってずっと実は思っていて、宣言って、その前が「インターバル宣言」「何とか宣言」を実施するっていうのが、別の表現何かあるかなって今一生懸命考えていたんですけど。さらっと読めちゃうんですけど、ほかの表現もあり得るのかなって思いました。それと、今、委員のおっしゃったところも修正されるとさらにいいかなって思いました。

委員：宣言じゃないんですよ。宣言して、実際に施策をしたっていうことなんですよ。

委員：分からなくなってきました。宣言自体が全国初だったのか、取組までしたのか、ちょっと自信がなくなっちゃいました。

会長：宣言しただけなんですよ。取組は今ぼちぼちやってるんですよ。

事務局：去年初めて宣言して、再就職の方が。

委員：やられましたよね。

事務局：7月に入っていて、実は、あれもう市報に載ってんだっけ。

事務局：今年もそうです。

委員：今回もまたもう1回、2回目かなんかも。

会長：何か募集してますよね。

事務局：2回目の、やっぱり45歳までの女性が、42か45歳までの女性の方が、市の試験を受けて入れるようなことを、今年もやらさせていただきます。今募集中です。

事務局：ですよ、たしか。

委員：そうですね。

事務局：はい。

委員：宣言の実施。「宣言をし」って言っちゃ駄目ですかね。

委員：「宣言について」とかっていう、「宣言を行ったことについて」。

委員：でも、実施と一緒にですかね。

委員：私もすぐあんまり。

会長：私もここの「実施」の前に、これらの取組がっていうのが入っていないのが最初おかしいかなと思ったんです。ちょっと読んでみますと、「市の取組として、『働き方改革懇談会』、自治体としての都内初の『勤務時間インターバル宣言』、全国初の『女性の再就職応援宣言』を実施し、これらの取組が男女共同参画社会実現に効果的であると高く評価します」。「これらの取組が」っていう、なんか「これらの」っていうのが入ったほうが文章として。

委員：それだったらもう「実施しました」と一回切ったほうが。

会長：「しました」。

委員：で、「これらの取組は」っていうふうに、なほうが。

会長：そうですね。

委員：「実施し」で、「評価します」だから何かつながらない。

会長：何か収まりが悪いんですよね。

委員：一旦切ったほうが。これすごく文章長いですし。「これらの取組は男女共同参画社会実現に効果、高く評価します」と言ったほうが入ってくるような気がします。あるいは実施じゃなくて、「宣言を行いました。これらの取組は……、を高く評価します」とっていうと流れるような気がします。

委員：ちらっと思ったのが、今ちょうどまとまろうとしているところであれなんですけど、「市の取組として」っていうところって要りますかねっていうところもあって。後のほうでまた「取組」っていうような言葉があったような気もしたので、要らなくてそのまま並列して。これって市でやっていることを言っているわけだから。

会長：当たり前ですものね。

委員：要らないかななんてちらっと思っちゃいました。

会長：ちょっと雑談なんですけど、市長に答申を渡すときに、読み上げるんです。そうしたときに、あんまり長いとすごく読みづらくて。この流れがうまくつながってるほうが実はすごく読みやすいものですから、流れにこだわっちゃったりなんかして。普通に「いや、なんか要らないかな」とか思ったんですけれど実は。ごめんなさい。すみません、雑談です。

委員：結構長いですものね。

会長：そう。

委員：すみません、本当に細かいことなんですけど、「こども」の表記が、漢字と、何か使い分けがあるわけではなく、ただ揺れてるだけですかね。例えば２段落目の、「地域で子どもを見守る」と、「引き続きこどもの多様な居場所の」と。

委員：テクニカルワードっていうか、漢字で「子ども」になっているものは「子ども」で、それ以外のところは平仮名で書いているんでしょうかね。どうなんでしょうか。そこら辺が。

委員：使い分けが。

委員：私もちょっとそこ気になったんです。

委員：あればそのまま、分からなかったので質問させていただきます。

事務局：内閣府の男女共同参画の取組としては、子供の「こ」も平仮名なので基本的には平仮名で統

一させていただくのが、多分私も漢字で記載してしまったところもあると思うので、なので、平仮名に統一させていただきます。

事務局：でも、市の事業はこれ、こっちで。

事務局：そうですね。市の事業はそうですね、あくまでも子育てとかそういったものは漢字になりますけれども、それ以外の通常の文章の中では平仮名で「こども」と併記させていただきます。

会 長：じゃあ「子」は漢字になる。

事務局：そうなんですよ。

事務局：「ども」が平仮名。

委 員：平仮名って読みにくいですね。

会 長：私も今まで自分の認識だと、子供の「こ」は漢字で「ども」が平仮名っていうのが。

委 員：市がそうなってる気がします。

委 員：市がそれならね。内閣府は…。

会 長：その辺の判断はいいですかね。市のほうに任せようと思います。

会 長：大分文言整理が進みましたが、いかがでしょうか。

それでは、目標2の互いの人権を尊重できる環境づくりについてのほうに行きたいと思います。

いかがでしょうか。こちらのほうは。

会 長：どうぞ。

委 員：すみません、続けて。これちょっと委員に相談というかご意見伺いたいんですけど、「配慮が必要な人への支援については」っていうところに「様々な手法を積極的に用いて、必要な情報を」という、伝えたいことが目標2に入っているんですけど、ここじゃなくて計画全般についてにおけるでいいのか、ここにもやはり入れるべきなのでしょうか。

このワード自体は、読んだらすごく印象的とか、残るので、全般に入っていれば伝えたいことは伝わる気もしますし、共通したければ目標を取るのかなということ。ただ、全体的に長いので、読み上げるといってお話も伺ったので、この文言だったら全般に書いていただいているのかもしれないなと思って。こうしたほうがいいですよって言う例を、ちょっとお話しできたらなど。

委 員：そうですね。そうだと思います。特に必要な方っていうのは、やはり情報を取りに行けないからっていう中で、このお話が出たものと記憶してるんですけども。そうですね、それを考えて、狭く捉えると配偶者のDVであったり、必要だったり中心だと思うんですけども、目標1の言葉でしばられられて、孤立してる子育て家庭とかも同じことなのかなというふうに思うので、確かに。最初のところに書いたほうがいいんでしょうかね。

委 員：一番これを伝えたい。

委 員：このエッセンスを最初のところにうまく組み込めるとすっきりしますね。

会 長：ちょっとこの根拠については、計画全般についてのところにうまく入れ込んでもらうような感じでよろしいですか。

事務局：ごめんなさい、ちょっとだけ確認をさせてください。今、配慮が必要な人の支援についてのところでおっしゃっていただいたんですけど、段落ごととっていくようなイメージですかね。

この「配慮が必要な人への支援について」があって、最後「ひとり親ホームヘルプサービス」事業についても周知方法を工夫してくださいというようなはなしになっているので、段落ごといくつか、それとも切り分けて最初の2行だけ。

委員：この言っていることはみんな一緒なんですけど、対象と手段は違うのでというところになるんですけど。独り親家庭のことをあえて取り立てて書くならこっちのほうがいいと思うんですけど。情報を届けたい人っていうのを、もう少し整理してまとめて書けるのであれば、前に持ってきてもいいと思いますし。どうですかね。

ただ、個別の施策を通して。そうですね、ホームヘルプサービス事業。ここに出てくるっていうことは、多分どなたかご指摘があって、ぜひっていうことを。

会長：これが出てきた経緯を忘れちゃったんですね。

委員：私の発言の趣旨としては、いろんな方法で必要な人のところに届けてねって、それに対しては周知方法も工夫してねという、このエッセンスを全般に持ってきてくださいということで、段落ごと行ってほしいっていう意味ではなかったんですが。ただ、そうすると、どうなっちゃいますかね。ここの目標2が重複していてもいいような気もするんですけど、長ければ。

委員：ある種の「ひとり親家庭ホームヘルプサービス」。

事務局：目標2の中の具体的な事業っていうところで、ひとり親ホームヘルプサービスっていうところの周知と充実っていうのが入っている感じです。実際、この冊子で言うと61ページのところに、推進計画の中の61ページのところに、ひとり親ホームヘルプサービスの周知と充実っていう、この周知のところがあって目標2のところにも入っているところです。

委員：特定の方が繰り返し使ってる。特定の家。

会長：なんかそんな議論ありましたよね。

委員：何かありましたよね。ちょっとこのことだったか忘れちゃったんですけど。

委員：なので、広く広めてねっていうことですよ。

委員：でしたっけ。

委員：なんかそんな気がするんですけど。

委員：だとすれば、それは、そういう方法はよくないんじゃないかということ。

委員：全般に入れちゃうと、ぼけちゃいますよね。

委員：そうですね。

委員：だからやるとここは、ここにも入れていいんでしょうけど、やっぱり2のところにはきちっと入れておいたほうが忘れないというか、という気はしますけれど。

委員：独り親に言及するんだったらここに入れるしかないと思います。

委員：はい。

委員：ここに情報弱者とか独り親とかそういうのを入れちゃうと、そこだけになっちゃうのでっていう気はします。どっちかという、市民全般にみんな知っててねっていう、困った人だけじゃなくてねっていうのがこの情報発信のような気もするので。

事務局：ちょっと切り分けさせていただいて、前半は計画全般のほうに入れさせていただいて、「また」以下の独り親についてはこのまま残してっていうところで作らせていただきます。すみません。ありがとうございます。

委員：どうなんだろう。修正とかじゃないんですけど、予備知識的なんですけど、多分今回の答申のところの、この「ひとり親家庭」っていう、言葉のタイミングというのはもう仕方ないと思うんですが、今こども家庭庁とかの取組とかそういう情報を入れると、ひとり親家庭というワード自体が、死別とか、未婚で認知してないとかの、まさしく親というのが1人しか存在してないみたいなひとり親ですけど、もう一人離れて暮らしてるだけなら、親ってもう一人いるのに、それさえも離別家庭のひとり親家庭と呼ぶ取組自体が齟齬が起きてるんじゃないかなっていう問題提起があつて。共同親権の民法改正もあつて、このワード自体どうなのっていうので、こども家庭庁が法改正踏まえてやんなきゃいけないこと多いのに、どうしても既存のひとり親家庭支援に引っ張られてるものですから、どうしてもそういうワードが残って、支援していくみたいなどところで、差別的な意味合いを残してしまうところあるので、本当最先端の情報ですけど、「離婚前後家庭支援」っていう言い方に変えとか、そういうアイデアがあるらしいっていうのはちょっと聞いたところもあつて、ちょっと将来的なところ。

なので、そういう観点からすると、この事業も従前からあるんですけど、あるけど利用が進まないとかが、多分そういう問題意識もあつて、本当はもう少し支援しなきゃとか、父親だって、離婚して親の一人という意味ではひとり親だけど、俺たちはそういう支援の対象にはされていないんだという声もあつたり。でも、その親っていうのをサポートすれば、教育費を負担する頼りになる存在でもあるので、子供の貧困防止には。その親が健全でいてくれるっていうのが大事だとか、そういう議論にもなりかねないですけど、多分今年度で言うとは仕方ないと思いますが、ちょっと予備知識。

会長：ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

委員：ちょっと改定の、前回欠席なつて、確認したいことがある。意見自体は意識してもらってないようなことかと思つたんですけど、1つ、修正とかではやっぱりないんですけど、女性のための悩み事相談は、評価するはいいとして、今後は需要が多いことを踏まえとかのその需要、ここは何を前提につくつたんでしたっけ。ここだけ読むと、今までの議論であつたかもしれないですけど、どういうことなんだっけと思つたので。

事務局：女性のための悩み事相談って、今、うちの課でやらせていただいているんですけど、かなり利用率が高いんです。結構……。1日何枠。

事務局：3枠。月に1度で3枠。

事務局：月に1度で3枠なんですけど、結構3枠が埋まってしまつて、翌週に。

事務局：翌月です。

事務局：翌月か。翌月の利用とかっていうふうなお願いを幾つかしてたりしてて、今そこを3枠から。

事務局：4枠にしよう。

事務局：しよう、まだ全然予算決まっていけないのではっきり言えないですけど、というふうな感じになるような需要は多いのは事実です。

委員：現に満席っていう意味なんですね。需要が今後増えるとかいう意味じゃなくて。

事務局：そうです。現に埋まっていて、そうすると翌月とか、結構今すぐ聞きたいのに翌月ってなつてしまうというのはあまりよくないなというのはあつて。

委員：法律相談に限定しなくなつていいんですかね。私は法律相談担当したことは。

事務局：2つあって、悩み事相談っていうのと法律相談っていうのが2つあって、最初法律相談でやらせていただいたんですけど、法律に至らないような実は相談が結構あって、弁護士さんに言うと、それは法律上では対応できませんっていうようなことがあって、その手前の臨床心理士さん。

事務局：公認心理師さん。

事務局：公認心理師さんっていう方が実は寄り添って、これは弁護士に相談するような場合は、次のステップの法律相談っていう場合ですか、その心理士さんが違うところにつないだりとかっていうことを、去年でしたっけ。

事務局：そうです、去年です。

事務局：去年の7月から始めました。

事務局：始めて、そしたら思いのほかニーズが高かったっていう。今は、なので、心理士の相談と弁護士の相談という2段階にさせていただいている。

委員：どっちも多い。

事務局：法律相談のほうが逆にちょっと少なくなっちゃったっていうか。

委員：分けられてね。

事務局：そこで振り分けて違うところにつないだりするのです。ただ、弁護士相談のニーズも一定はあるので、それも引き続きやっていこうかなと思ってます。

委員：今のを踏まえてクリアに、文言に、どうにか伝えればいいんですけど。

今、補足で分かったところが。心理士さんのとか入れたほうがいいのかな。臨床心理士さんなどが相談。

委員：そのニーズは尽きないですよ。

会長：かもですね。市の人が相談に乗ってくれるのか、弁護士さんなのか、誰なのかっていうのが初見の人には。内容相談の前に臨床心理士に聞くって感じなんですかね。

委員：そうですね。それを認知するといいんじゃないですか。

会長：私も今聞いて、相談と支援体制の充実については「法律相談に加え、新たに女性のための」というふうに入れてもいいのかなって気がしたんですよ。「新たに」というのはどういうことなんだっていう。

委員：ずっと法律相談のことかと思ってたんで。

会長：そうですね。じゃあ、ここは並びがいいように何かちょっと修正いただくということでどうでしょうか。次に行っちゃってよろしいですか。

じゃ、次、目標3のほうに。目標3のほうでご意見がありましたらお願いします。

市のほうでも標準服の資料も大分整えていただきまして、私もてっきり市の中学全部でやってるんだとばかり思っていたら、そうじゃなくて、二中と四中だけだっていう、そのことを初めて知りまして、評価するというふうに記載してありますけれども、前回の議論でも、評価しないという意見もあったかと思いますので、その辺、皆さんのご意見伺いたいと思いますのでよろしくお願いします。

委員：すみません、この標準服自由化っていうのは、結局標準服をなくすのがゴールですか。っていう取組なんですか。ちょっとその辺が。

会 長：じゃ、標準服について説明していただけますか。

事務局：まず、一番市内で最初に取り組んだ学校は四中なんですけれども、結果的にいろいろジェンダーレスですとか、そういったことも、今この時代のそういう求めもあるかと思いますので。

標準服は、やはり資料にあるように、着れない人っていうのもやっぱり中にはいるっていうようなことが書いてあって、実際あくまでも個性を大事にしようとか、ジェンダーレス、当然LGBTQですとか、いろんなそういった今多様性が求められている時代の中で、大人からというような何かが、押しつけじゃないですけども、そういうことをやっぱり考え直そうということで、生徒会を中心に四中にしても二中にしても動いたようなんですけども、あくまでも標準服は、例えば標準服を着てもいいし、着なくてもいいし、標準服で、例えば女性がズボン、スラックスをはいてもいいし、男子生徒がスカートをはいてもいい。取りあえずはTPOをわきまえば、式典でも標準服を着てもいいし標準服じゃなくてもいい。

行き着くところは本当に自分たちで考えて選びなさいということで、ちなみに二中は昨年まではそういった式典のときは必ず標準服を着用しなさいっていうふうになっていたようなんですけども、令和6年度からは標準服ではなくてもいいよっていうことになったっていうことなので、あくまでも標準服をなくそうということではなくて、自分たちで選びなさいという、子供たちが考えて選びなさいということだと、そういうことです。

委 員：アンケートなどに、標準服が高くて買えない、やっぱり自由化すると標準服は子供は着たくなさそう、すごくいろんな事情があるんだと。

事務局：私、上北台の駅から役所に通勤してるんですけど、ちょうど私の通勤の時間って、四中の生徒も登校してるんです。四中、標準服っていうふうになってるんですけど、私の目で見ただと、ほぼほぼジャージなんです。自由化になったけれども、私服って言われるもので来てる方がほとんどいなくて、ほぼほぼジャージで、たまに制服って呼ばれるもの、服を着てらっしゃる生徒もいるんですけど、自由化になっても、蓋を開けるとやっぱりほぼジャージっていう感じですね、今。

委 員：ジャージとは体操着ってことですか。

事務局：体操着です。

委 員：体操着を来てるってことですか。

事務局：それも学校指定のジャージを着ているか、もしくは、「何とか部」みたいに書いてある部活のジャージを着て登校してる。

委 員：そのまま体育ができちゃう、着替えの必要ないからっていう感じで。

事務局：そのまま体育もできちゃうっていう。そのまま部活もできちゃうっていうような感じの。この前の議論があつてずっと見るようになったんですけど、ほぼほぼジャージですね。

私服の人って私の目では気づかないぐらいしかいない感じでした。

委 員：そのままご飯を食べるんですか。体操して、体育やって汚れたまんまそのまま食べる。

委 員：まあ着替えるの面倒くさいし。

委 員：そういうことですね。

委 員：この間、四中の、今度子供が四中に行くんで説明会行きましたけど、やっぱりジェンダー対策を主に言っていましたね、担当の先生が。ほぼジャージが、それがいいのか悪いのかちょっと

分からないですけど。

委員：個人的な意見かもしれないですけど、結構同調圧力みたいなのがすごい自縛して強い社会の中で、急に自由化されてもっていう戸惑いが結構あるのかなと思うんですけども、標準服が駄目とかジャージが駄目とかいうことではなくて、それぞれが考えて選べばいいっていうことであれば、やっぱりそれはそのほうがいいって評価したいなと個人的には思います。

親もやっぱり同調圧力の社会で育てているから、みんながこうだからこうだって言われると、せっかく高い標準服買っても着ないのかよとかいろいろあると思うんですけど、そういう雰囲気を感じさせると感じる空気感自体を、やっぱり社会全体で排除して、いろんな人がいる、標準服でずっと行きたい人は行くし、こういう服を着たい人はこういう服を着てるしってというのは、恐らく多様性を受容する社会として理想はそこだと思うので、それをまず子供に要求するというのはちょっと酷なのかなというのは少し思いますけれども、やっぱり、でも、そこを目指していきたいので、選択肢をつくるってことは評価していきたいように思います。

会長：ほかに、皆さんいかがですか。

委員：いいんじゃないですかね。女性生徒もスカートはきたくないっていう子、多い、多いって言い方あれですけど、何人かいるっていう話なので、そういう意味では、それで学校行けないよりは自分が着たい服着ているっていいんじゃないですかね。今、不登校もたくさんいるような、そういう対策も含めてしたいですからね。そういう意味では評価ということに。

会長：まだ2つの中学校しかやってないってことで、この審議会の意見がそんなに世間から注目を集めるわけではないのであれなんですけれども、男女の審議会も評価しているということにはなるので、皆さんのご意見がそうであればいいかなと思うんですけども、もし「どうかな」っていう考え方があれば、時期尚早かなっていう気もするので、皆様のご意見をぜひ伺いたいと思うんですけども。

私の孫も四中に行ってまして、いつもジャージ登校をします。式典とか、入学式だとか、あと始業式だとか、合唱コンクールだとか、そういうときになると標準服ってことで制服を着て行ってるっていう感じで、中には、合唱コンクール見に行ったんですけども、全員が制服ではなくって、入学式か何かで着たみたいなの、スーツみたいな感じの洋服を着てる子もいるし、本当に何人かですけど、そういうふうな子もいたし。男の子でスカートはいてる子は見ませんでしたけどもね。みんな目立ったりすることがきっと嫌なんだろうと思いますね。

だから私服なんかでは全然行かなくて、みんな同じジャージで登校してるっていうような現状ですかね。

じゃあ、この辺は自由化の、「標準服の自由化の推進の取組を評価します」という表現でよろしいですか。では、目標3、ほかにどうでしょうか。

委員：すみません、今のところの近くで、今の議論とはまた別なんですけれども、「自由化の推進の取組を評価します」の後で、その次の文章が、教職員の人権も尊重されるべきだっていう文章があって、最後に「児童・生徒のために」ってまた子供のほうに返ってくるので、急に先生の人権っていうの、その辺りにふっと入ってくるのが若干違和感があったので、例えばなんですけど、マイナーチェンジでいくとすれば、最後の文章を、「評価します。今後も児童・生徒のた

めに」みたいな感じで移動して、あとのほうで教職員の人権っていうふうにすることも考えられるのかなって思いました。

もちろんするって読めちゃうんですけど、ちょっとそんなことを思いました。

委員：私もここに関してはちょっと変だなぁっていうのは感じてました。

委員：ただ何となく最後に締めるために「児童・生徒のために」っていうところを置いたというか、されたのかなっていう気もしたんですけど、何となく見ていて、子供の人権を配慮したっていうような話があった後で先生の人権尊重のやつがあって、またっていうところがどうかなっていうところなんです。なので、細かい点ですが、ちょっとそんなことを思っております。

会長：この最後の文章の、児童・生徒のために教職員が人権尊重について取り組むための環境整備に努めてくださいっていうのが、教職員の人権のことを言っているんじゃないんですね。

事務局：そうです。児童・生徒の、そうですね。

会長：じゃあこの真ん中の「また」以降の「大切です」までだけが教職員のことを言ってるんだ。

事務局：教職員のことですね。

事務局：考え方としては、教職員の方がお忙しいので、その時間をつくっていただいて、教職員の人権も大事だし、教職員の時間をつくることで生徒たちに人権教育とかそういったものもしていただきたっていうような感じです。なので、一応これは、先生の時間をつくることで人権尊重の取組がもうちょっとできるような先生たちの環境整備もお願いできたらなっていう意味合いでつくらせていただいているので、2つにかかっているような形なのかなと。

ただ、ちょっと分かりづらかったですね。すみません。

会長：いえいえ。でも、今のニュアンスのことで書いていただければ、教職員の時間的な精神的なゆとりとかということ、そういった環境がっていうふうになされたら、そうだなって思って読み返してみました。

事務局：やはり教職員の方もかなり今大変になっていて、その方の人権も大切だよなっていう意見をいただいている、そんな感じで伺ってはいたところです。

委員：学校教育を推進していくためにっていう「ため」になっちゃう。学校教育を推進って何なんでしたっけ。

会長：それは私も思いました。

委員：何なんでしたっけ。学校教育の場においては、学校教育においては、そしたら冒頭の教育の場におけるとか、ちょっとぶっちゃうなと思って思いつかず、ちょっと。

副会長：きちっと学校教育していくためには先生の人権が大切だよなっていうわけでしょう。推進って、何推進するのか。

委員：生徒の健全な人権意識を、生徒の人権意識みたいなところからこの話になったような気はするんですけど、1段落目の1行目にそういうことが書いてありますので。ちょっとかぶってしまいます。

委員：先ほど口頭で説明してくださったことが文章化されるといいのかなと思ったんですけども。

副会長：前回の案は、教職員に対する施策として、児童・生徒のために教職員が人権について取り組むための環境整備に努めてくださいっていう、その一番最後のところは書いてあって、それ以降、そもそも先生がそれこそ大変だよなっていうところを入れたいねって言って、入ったんです

よね。

会 長：それ先生の人権を。

副会長：先生がいじめられたり、父兄からいろいろ。

会 長：そうですね。モンスターペアレントの問題とかね。

副会長：そうそう。だから先生の人権も尊重されるって言いたいよねっていうのがこの間に入ったんだよね。

事務局：その際の議論の中で、書きぶりが、先生ももっと努力しなさいよ的な感じに取られちゃうよねみたいなご議論いただいて、一步引いたような書きぶりにさせていただいたというところがあつて。

副会長：だから、「広めることも大切です。」が、そこだけがつながってないですね。「大切です。

で」ってなっちゃってるような。さっき課長のおっしゃったところをうまくなんか。これは入れていいっていうのはみんな多分総意だと思うんだけど。

会 長：教員の人権も守りましょうよって、そのことをうまく表現していただきますかね。

副会長：言ってあげたいですよ。

会 長：教員の人権を守ることと、その次がまた児童・生徒になっちゃってるから、私てつきり最後の部分、教職員の人権を守るっていうことを言ってるんだなと思ったから。

副会長：最初そう僕も思いました。

会 長：だからちょっと進展が。

副会長：子供のこと言っちゃって、そのためには教職員の方々の人権も尊重されるような環境をつくってくださいみたいな。で、締めたらどうでしょう。

会 長：ね。なんかそんなニュアンスで。

委 員：この段落で一番言っておきたいことって、でも児童・生徒の人権意識を高めるっていうことが主張したいんですよ、この段落だと。そのためには、先生がゆとりがあると、精神的にも時間的にもゆとりがあつて人権が尊重されてるっていうことによって、子供の人権意識も高まるっていうことでなのかな、なんて思ったんですけど、そんなニュアンスにまとめられるっていうことですかね。すみません、ちょっと今横入りしちゃいました。ありがとうございます。

会 長：結局先生にゆとりがあれば、ひいては子供に必ず、子供のためになる。

じゃあここはよろしくお願いします。

事務局：はい。

会 長：では、そのほかにいかがでしょうか。

委 員：すみません。次の段落の確認なんですけど、アンコンシャス・バイアスの払拭に努めてくださいということで、これは、固定的な価値観について話し合う場を設けるっていうのは、子供と先生。子供同士なのか、子供と先生で話し合う場を設けるっていうことですよ。アンコンシャス・バイアスの払拭っていうのは子供の、小学校から高校の子供のアンコンシャス・バイアスの払拭に努めるっていう理解でよかったですか。

事務局：キャリアパスポートっていうのは、子供がつくって、先生が見て、それが小中高と行くんですけど、その中で、親も実は書く欄だとかたくさんあつたりするとか、取りあえずうちに持って帰って見たりする機会があるので、いわゆる先生と子供と親の中で話し合う機会と

かがあればいいかなっていう。おうちに帰って親子で話したりとか、学校の先生とか、あと生徒で話したりとか、そういう話合いの場を設けて払拭に努めてくださいというような意味は入れたような感じです。ただ、いろいろ主語がいっぱいあるので、そこは濁らせてるっていうところはあるんですけどね。

委員：僕が多分キャリアパスポートの中身が分かってなかった分、あれだった。親が書く欄があるとかも僕が存じ上げてなかったのが、そこがなかなか難しい。

事務局：書く欄があったかどうか分からないですけど、親も見たりは、持って帰って来て確認したりしてるので。

委員：アンコンシャス・バイアスっていうの、子供よりも大人のほうが強いかなと思ってたので、子供に焦点が当たってるのかなと。全然広い世代っていうことですね。

事務局：はい。

副会長：保護者からのメッセージはあります。

事務局：そうですね。書く欄。

委員：書く欄はあります。

委員：市ができることはその話し合う場を設けてねっていうこと、立ち上げですよ。それをだから。

事務局：これを使ってそういうふうな話合いの場をつくれるようなものやってくださいというような意味を込めたつもりです。

委員：ありがとうございました。

会長：ほかにいかがですか。

副会長：最後、審議会の規律は私がやらなきゃいけないことなので、すみません、いきます。

前回の5年分のこの部分の答申内容が示されて、非常にかなり細かく毎回毎回言ってるので、次言うとしたら本当にもっと具体的なことを言わなきゃいけなくなってしまうそうなので、後段のところはもう「踏み込んでください」しかないのかなとかいうところなんですけど、1つだけ、改善については、前年の27.9%から30.5%に上昇はしてますがっていうところはこの間私も言いましたけど、この審議会、また最初の令和3年が28.5、令和4年が29.8、令和5年が27.9で、今回30.6っていうことで、決して上がっているわけじゃなくて、たまたま多分審議会の任期の具合でっていうだけで、一つも上昇曲線はないので、ここは私としては、これ5年目になるんですかね、ですけど一向に進んでいませんみたいな、「40%を目標にしていますけれども一向に進んでいない状況です」ってはっきり言ってしまっているんじゃないかなと思います。数字並べてもいいと思うんですけど。あるいは遅々として進んでいませんみたいな、言い切って、あとはちゃんとやってねっていう。

かなり、最初の頃からいろんな防災関係においてもちゃんと参画できるようにとかも言ったりするので、今さらここは言わずもがなというところと、去年は、具体的なことをちゃんと作ってくださいと言っているの、これは多分、来年のときにはきっと出てくるであろうということで、次の方、できるかもしれません。もうちょっと攻めてくださいっていう感じで、いかがでしょうか。

会 長：いかがですか。委員会も毎回毎回のことですけど。私、この「醸成していますか」は要らないなと思います。

じゃあこの辺は、「遅々として進まない」とか、ここ文章考えていただいて、そういうふう
に訂正していただくということによろしいでしょうか。

ほかにどうですか、目標3のほうで。

これで一応最後まで終わっただけですけども、前のほうの、もし言い残したとかというのが
ありましたらお願いします。

皆さん様々のご意見ありがとうございました。

大体本日の審議で、分かりにくいというのはありましたけれども、方向性が固まったと思
いますので、今後の最終調整は正副会長に一任していただけますでしょうか。よろしくお願
いします。

そうしましたら、できました答申書につきましては、1月下旬ぐらいですね。

事務局：はい。

会 長：市長にお渡しすることになると思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、今後の予定について事務局のほうからお願いいたします。

事務局：それでは皆様、様々のご意見ありがとうございました。

次回の審議会、一応予備では予定はしていたんですけども、今回ほぼ答申が固まったとい
うことで、今年度第10次は、この審議会はこれにておしまいということで、今後事務局と正
副会長と調整させていただいて答申を固めてまいりたいと思います。

会長からお話があったように、1月下旬頃にこの作った答申を市長にお渡しする予定です。

その後、市長に答申をお渡しした後に、同じものを皆様に郵送させていただきます。

答申を載せた年次報告書を一応3月に公表する予定でありますので、そちらも配付の準備が
整い次第、皆様に郵送で送付させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

事務局のほうからは以上となります。

会 長：ありがとうございました。

皆さん、ありがとうございました。また、補足で任期いっぱい最後ということではなってい
て、いろいろとご意見いただきまして本当にありがとうございました。

これをもちまして終了いたします。ありがとうございました。

全 員：ありがとうございました。

— 終了 —